

安城市立安城東部小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

上記の考え方のもと、本校では、全ての職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為」「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

そして、いじめ防止の基本姿勢として、以下の点を挙げる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導・支援を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく、専門機関等と協力して、指導・支援に当たる。

このような基本姿勢をもとに、教職員が日頃からいじめの兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。そして、他の児童や大人とのかかわり合いを通して、児童自らが人とのかかわることの喜びや大切さに気付き、互いにかかわりながら絆づくりをすすめる、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚や自信を身に付けることができるようにしていく。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめに対して、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭・保健主事・特別支援学級主任・スクールカウンセラー等で構成し、必要に応じて、担任・スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- ・学校評価アンケート（保護者・児童・教職員）を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証をすることで、改善策を検討していく。

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ・いじめアンケートや学校評価（児童用）、個人面談や保護者との面談の結果を集約・整理・記録し、教職員で情報を共有する。

ウ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を行い、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめ防止に関する校内研修を行い、いじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

エ いじめに係る情報があった場合に、情報の迅速な共有、関係児童への聞き取り、指 ・支援体制や対応方針の決定、保護者との連携等、組織的な対応をするための中核としての役割

- ・以下の図の流れに従い、いじめ事案について対応する。

「安城東部小学校 いじめ対応の基本的な流れ」

いじめ情報をつかむ

- ・「いじめ・不登校対策委員会」の開催
- ・いじめられた児童・情報を提供した児童の保護
- ・見守る体制の整備（登下校・放課等）
- ・スクールガードやスクールアシスト、東部会との連携。

1 正確な実態把握

- ・複数教職員による当事者、周りの児童、保護者からの聞き取り
- ・関係教職員との情報の共有
- ・いじめの全体像の把握

2 指導方針・体制の決定

- ・指導方針の明確化
- ・教職員の共通理解
- ・対応する教職員の役割分担
- ・重大事案については、教育委員会や関係諸機関との連携

3 児童への指導・支援

- ・被害児童への支援
- ・情報提供した児童への支援
- ・加害児童への指導
- ・いじめ行為をはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする児童への指導

4 保護者への対応

- ・被害児童の保護者への対応
- ・加害児童の保護者への対応

5 今後の対応

- ・継続的な指導や支援
- ・カウンセラー等活用も含めた心のケア
- ・心の教育の充実

※ 3・4は同時に対応することもありうる。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

ア 児童同士のかかわりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していくための学級、学校づくり

- ・学級会や児童会・ロングタイムを活用して、児童が主体的に活動できる場（児童集会、学年・学級レクリエーション等）を提供し、自分たちでやり遂げることができた、という達成感を味わわせることで、心の成長を促す。
- ・ペア交流による、異年齢児童同士のかかわり合いを定期的に行う。また、新入生歓迎会や卒業生を送る会、運動会等の児童会行事や学校行事にも異学年のペア活動を取り入れ、かかわる機会を増やし、互いに認め合うことができるようにする。

イ 全ての児童が参加・活躍でき、わかる・できる授業づくり

- ・授業を担当する教員が年1回以上公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づけ、授業改善を図る。
- ・「安城東部小学校 授業スタンダード」を活用し、チャイムとともに授業を始め、発表の仕方や聴き方等、授業の規律を学校全体で統一を図っていく。

ウ 道徳教育・人権教育の充実や、命の大切さ・相手を思いやる心の醸成

- ・年1回、人権週間（12月）に合わせて、道徳科や朝の会の講話・校長講話等を行い、人権意識の向上を図る。
- ・道徳科の時間を活かし、生命を大切にする心や互いに認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育む道徳教育を進める。

エ ネットいじめの加害者、被害者にならないための情報モラル教育の推進

- ・SEを活用した、ネットモラル教育の充実を図り、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深めることができるようにする。
- ・警察、企業、NPO等から外部講師を招き、情報モラル・サイバー犯罪に関する講演会を開催し、児童や保護者がネットいじめの実態や対応を具体的に把握できるようにする。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア 児童の小さなサインを見逃さないための方策

- ・いじめアンケートや個人面談を年3回実施し、定期的に児童に関する情報収集を図る。また、必要に応じてアンケート等の情報収集を行うことで、素早い対応ができるようにする。
- ・連絡帳の活用により、担任と児童・保護者が連絡を密に取ることで、情報収集を図る。

- ・成績の下降、遅刻・早退・欠席の増加、身だしなみの変化等の情報について、学校支援システムを活用して月1回「児童理解の会」を行い、教職員で共有化を図る。
 - ・保健室の来室記録等を活用して、養護教諭等もいじめに関する情報収集を図る。
 - ・スクールガードやスクールアシスタント、東部会との連携を密にして情報収集を図る。
- イ いじめ等について相談しやすい環境を整えるための教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくり**
- ・日常生活の中で、日ごろから教職員から挨拶をしたり声を掛けたりすることで、児童との信頼関係の構築を図る。
 - ・スクールライフノートの相談機能を児童に紹介し、担任以外の教職員にも相談できる環境を整える。
 - ・必要に応じて気になる児童には日記を書くように促し、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を取り合えるようにする。
 - ・いじめられた児童の心身の安全を保障するため、訴えがあったときに誠実に対応する旨を伝えるとともに、複数の教員で対応する姿を見せ、学校として対応していることが理解できるようにする。また、保健室・相談室の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となって、本人の心身の安全を保障する。
 - ・学校だより「さるすべり」やホームページ、テトル等で情報を発信したり、学校評価アンケートを行い広く保護者や地域の声を聞いたりすることで、家庭・学校・地域の大人が、児童と向き合いふれあい語り合う姿勢を共有していく。
- ウ 外部の相談機関を紹介する等の、児童が相談しやすい環境整備**
- ・チャイルドライン・あいち相談窓口ナビ等のチラシの配布を行い、外部機関の紹介をする。
 - ・児童の状況によっては、安城市教育センターや刈谷児童相談センター等の外部機関の紹介をする。
- (3) いじめに対する措置**
- いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、以下の対応を組織的に行う。
- ア 正確な実態把握**
- ・複数の教職員による当事者・周りの児童、保護者への聞き取りを行い、記録する。
 - ・教育支援ソフトを活用する等して、情報を共有する。
 - ・一つの事象にとらわれず、全体像を把握する。
- イ 指導方針・体制の決定**
- ・指導方針の明確化・教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめられた児童への支援、いじめた児童への指導等、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・いじめ重大事案の可能性がある場合、教育委員会や関係諸機関との連携を図る。
- ウ 児童への指導・支援**
- ・被害児童を保護し、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。また、児童の状況によって保健室・相談室への一時的避難も検討し、心身の安全を確保する。
 - ・加害児童に対して、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き取りを行い、加害児童の背景にも目を向けた指導をする。また、心理的な孤独感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや相手の苦しみや痛みを思いを寄せた指導を行う。
 - ・いじめについて情報提供した児童に対して、その行為を称賛し、情報源を秘匿することを伝え、児童を保護する。
 - ・いじめ行為をはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする児童に対して、そのような

行為もいじめを肯定していることと同様であることを指導する。

エ 保護者への対応

- ・被害児童の保護者に対して、できるだけいじめを発見した当日に保護者と面談し、事実関係を直接伝える。また、学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議することで、家庭と連携していじめ解決に取り組む。
- ・加害児童の保護者に対して、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の心情を伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。また、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、家庭での指導を依頼したり、児童の変容を図るために今後のかかわり方等を共に考えたりする。

オ 今後の対応

- ・いじめの指導を終えたあとでも、定期的な観察（1週間後・1か月後・3か月後を目安）を行い、児童の状況に応じた指導や支援を行う。
- ・被害児童・加害児童ともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等関係機関の活用をする等、心のケアを図る。
- ・いじめ発生を契機として、道徳教育や人権教育等の心の教育の一層の充実を図る。

4 重大事態への対応

（重大事態とは）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
（いじめ防止対策推進法 第28条）

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応する。また、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者が調査を実施する。
- (3) 重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とする（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）。
- (4) 調査結果については、被害児童、及び保護者に対して適切に情報を提供する。これらの情報の提供に当たっては、教育委員会または学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮する。また、調査結果については、教育委員会に報告をする。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者・児童への学校評価アンケートを年2回（7月・12月）、教職員による取り組み評価アンケートを年3回（7月・12月・3月）行い、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後の指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

いじめ対策年間指導計画

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	・「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ・各学年の状況報告	・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの児童・保護者への周知 ・学級開き、学年開き ・保健指導 (いっしょにあそぼう)	・いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ・身体測定	・授業参観 ・家庭訪問
5月		・各学年の状況報告	・新入生歓迎会 ・遠足 ・保健指導 (たいせつないのち)		
6月		・各学年の状況報告	・5年 自然教室	・いじめアンケート ・個人面談週間	・親子ふれあい活動 ・青少年健全育成会 ・ふれあい会議
7月		・教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ・各学年の状況報告	・保健指導(自分の命を守るための断り方)		・個人懇談 ・保護者・児童への学校評価アンケート ・PTA街頭指導
8月		・生徒指導に関する校内研修 ・市教委主催の研修参加	・校内環境の整備		・生徒指導小中ブロック会 ・PTA街頭指導
9月		・各学年の状況報告	・保健指導(男女の協力)	・身体測定	・授業参観
10月		・各学年の状況報告	・6年 修学旅行 ・運動会 ・校外学習		・運動会参観
11月		・各学年の状況報告	・保健指導(成長した私たち)	・いじめアンケート ・個人面談週間	・郷土の日
12月		・教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ・各学年の状況報告	・人権週間(講話・授業) ・赤い羽根募金活動 ・マラソン大会		・個人懇談 ・ふれあい会議 ・保護者・児童への学校評価アンケート ・PTA街頭指導
1月		・各学年の状況報告	・保健指導 (友だちっていいよね)	・身体測定	・PTA街頭指導
2月		・各学年の状況報告	・保健指導 (生命のつながり) ・感謝の会	・いじめアンケート ・個人面談週間	・学習発表会 ・青少年健全育成会
3月		・教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ・「学校いじめ基本方針」の検証、見直し	・卒業生を送る会		・PTA街頭指導
通年		・校内のいじめに関する情報収集 ・対応策の検討	・ペア学級による異学年交流 ・ロングタイム ・集会時の校長講話 ・道徳教育 ・分かる授業の充実 ・公開授業の実施	・健康観察 ・保健室来室者の観察 ・地域からの情報収集(登下校など) ・スクールカウンセラーによる相談 ・スクールライフノートによる相談 ・日記	・スクールアシスタント・スクールガードによる見守り

1 いじめの疑いに関する情報

- ・「いじめ・不登校対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、情報共有
- ・いじめの事実の確認、結果を設置者へ報告

2 重大事態の発生

- ・学校の設置者に重大事態の発生を報告（設置者から安城市長に報告）
 - (1)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合など）
 - (2)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

3 教育委員会が調査の主体を判断

4 調査

(1) 学校を主体とした場合

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係がない第三者の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ・第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家（弁護士、学識経験者、心理・福祉の専門家など）を加えるなどの方法も考えられる。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査をする児童や保護者に説明するなどの措置が必要である。

④ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた児童または保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する

教職員による取り組み評価アンケート

- 4…よくあてはまる（そのように思う）
 3…ややあてはまる（ややそのように思う）
 2…あまりあてはまらない（あまりそのように思わない）
 1…あてはまらない（そのように思わない）

	番号	内 容	自 己 評 価
法理解	(1)	あなたは、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの定義を正しく理解して、いじめ問題へ取り組んでいますか。	4・3・2・1
指導体制	(2)	あなたの学校では、いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、「いじめ・不登校対策委員会」がいじめ問題への対応の中核としての役割を担い、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっていますか。	4・3・2・1
	(3)	あなたの学校では、「いじめ・不登校対策委員会」を中核としていじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行い、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っていますか。	4・3・2・1
	(4)	あなたの学校では、いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、「いじめ問題対策委員会」を中核として対応する体制が機能していますか。	4・3・2・1
	(5)	あなたは、いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっていますか。	4・3・2・1
教育指導	(6)	あなたは、道徳や学級活動をはじめ、日頃の学級経営や教育活動の中でいじめに関する問題を取り上げ指導・助言を行うとともに、児童生徒の自己有用感を高めるための生徒指導に努めていますか。	4・3・2・1
	(7)	あなたは、自分の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っていますか。	4・3・2・1
	(8)	あなたは、いじめられる児童生徒に対して、心のケアや弾力的措置を講じ、いじめから児童生徒を守り通すための対応をとっていますか。	4・3・2・1
	(9)	あなたは、いじめが解消したと見られる場合でも、いじめの再発防止のために継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。	4・3・2・1
	(10)	あなたは、障害（発達障害を含む）について適切に理解した上で、児童生徒に対する指導・支援を行っていますか。	4・3・2・1
	早期発見・早期対応	(11)	あなたは、児童生徒が悩みを打ち明けやすいよう、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係づくりに努めていますか。
(12)		あなたは、児童生徒が発する危険信号を見逃さないために、児童生徒の生活態度の変化など、きめ細かく把握し、記録するよう努めていますか。	4・3・2・1
(13)		あなたは、日頃の観察や指導、アンケートなどからいじめの疑いがある情報を把握したとき、その情報を軽視することなく、迅速かつ正確な事実確認の上、「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に情報を共有する等、解決に向けた対応を適切に図っていますか。	4・3・2・1
(14)		あなたは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭・他の職員・保護者等と連携を図り、いじめの把握に努めていますか。	4・3・2・1
(15)		あなたの学校では、いじめ解消のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて教育センターなど相談機関との連携を図っていますか。	4・3・2・1
(16)		あなたの学校では、児童生徒のストレスや悩みを積極的に受け止めることができるよう、アンケートの活用や教育相談体制が十分に整備されていますか。	4・3・2・1
(17)		あなたの学校では、アンケートや事実確認のための調査などにおける児童生徒の個人情報について適切に管理しています	4・3・2・1
家庭・地域との連携		(18)	あなたの学校では、学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表しているという認識をもち、日頃からいじめ問題の重大性を保護者や地域の方と認識を共有し合える緊密な連携体制を築いていますか。
	(19)	あなたの学校では、いじめを認知した際、学校だけでの対応に固執することなく、いじめの解消に向けていじめられた側、いじめた側双方の家庭との連携を密にして対応に当たっていますか。	4・3・2・1
	(20)	あなたの学校では、学校とPTA、地域の関係団体などが自校のいじめ認知の現状やいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進していますか。※いじめ認知が0件の学校は、保護者へその公表が義務付けられている。	4・3・2・1
問題点や今後の改善策等（うまくできない理由や改善のアイデア等を記入してください）			